

平成30年4月16日

保護者様

岐阜県立羽島高等学校
校長 鈴木 彰

非常変災時における保護者による迎えについて

みだしの件につきましては、下記のようにお願いします。

記

- 1 正門（東門）から敷地内に入り、北舎の北側で生徒を乗車させ、体育館北側および西側を通り、西門から敷地外に出る一方通行を原則とする。（※下図参照）
- 2 学校周辺の冠水などにより、西門から出られない場合は、教職員の指示に従い、北舎北側で折り返し、正門から敷地外に出る通行とする。
- 3 校内は通路が狭いので、徒歩や自転車で下校する生徒に十分注意し、学校敷地内は最徐行運転とする。
- 4 学校周辺の地域住民の方に配慮し、公道での停車・駐車ならびに生徒の乗車は一切行わない。
- 5 学校周辺が冠水などの理由により、自家用車で近づけない場合は別途連絡する。

※なお、通常時における敷地内への自家用車の乗り入れは、特別な場合（保護者懇談等、生徒の怪我および病気）を除いて認めません。

